

八王子市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱（平成23年4月1日施行）

平成 23 年 4 月 1 日 施行

改正	平成 24 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 28 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 11 月 1 日
	平成 31 年 4 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日	

第 1 通則

障害者日中活動系サービス推進事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子規則第 19 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 交付の目的

この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを実施するために社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般財団法人（公益財団法人を含む）、一般社団法人（公益社団法人を含む）、医療法人、学校法人又は宗教法人（以下「法人」という。）が、八王子市の区域内に設置する指定障害福祉サービス事業所（法第 36 条第 1 項の規定により東京都知事が指定したサービス事業所をいう。以下「事業所」という。）等の運営に要する費用の一部を補助することにより、サービス利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

第 3 交付の対象

この補助金は、法人が八王子市の区域内に設置し、かつ、適正な運営を行っている、法第 5 条第 1 項に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援のいずれか一つ又は複数を行う事業所

ただし、次に定める事業所を除く。

- （1）法第 5 条第 1 項に規定する障害者支援施設
- （2）東京都重症心身障害児（者）通所事業を実施する事業所
- （3）児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する事業及び介護保険法第 8 条第 1 項、同法第 8 条第 1 4 項、同法第 8 条の 2 第 1 項、同法第 8 条の 2 第 1 2 項に規定する事業を実施しており、新たに法第 4 1 条の 2 第 1 項に規定する共生型障害福祉サービス事業者として指定を受けた事業所

第 4 補助対象経費

- 1 この補助金の交付対象となる経費は、前条に該当する事業所等の運営に要する経費とする。
- 2 補助事業を実施する年度（以下「事業実施年度」という。）の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに支払いが完了した経費を補助対象とする。ただし、事業実施年度の支出であって、3 月 31 日までに支出が完了しない経費については、市の出納整理期間中に支払額を確定し、経費の支払いを確認できる場合にのみ補助対象とする。

第 5 補助金の交付額

補助金の交付額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

1 基本補助額

基本補助額は、次の各号に掲げる額に事業所の各月初日の現員（在籍者数）の数を乗じて得た額とする。ただし、現員が定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額とする。

ただし、新規開設事業所については、開設から3年（開設年度の翌々年度まで）に一度以上、福祉サービス第三者評価を受審した場合に、（1）に該当するものとして取り扱う。（開設年度の翌年度までは未受審であっても（1）に該当するものとする。初回の受審後は（1）及び（2）のとおりとする。）

- （1）3年（当該年度及び過去2年）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審している場合 17,000円
- （2）3年（当該年度及び過去2年）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審していない場合 8,000円

2 メニュー選択式加算額

次の（1）から（6）までの各号に掲げるもののうち、3つ以上に該当する場合、72,000円に事業所の年度初日の現員（在籍者数）の数を乗じて得た額とする。ただし、現員が定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額とする

- （1）事業所において、前年度の末日時点において、次の、 に該当する利用者を、当該年度の初日の在籍者数の30%以上受け入れていること

障害支援区分4から6（4については、「厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）」別表に掲げる行動関連項目10点以上）までに該当している利用者。なお、50歳以上の利用者は1区分上位として扱う

医療的ケア（障害支援区分認定の実施について（平成26年3月3日付障発0303第1号）別添2医師意見書の4．特別な医療に規定する処置内容に掲げる項目のいずれか1つ以上に該当をいう。）を要する利用者

- （2）当該年度の初日時点で、事業所を運営する法人が、事業所と同一の建物、同一の敷地又は隣接する敷地のいずれかで、事業者指定を受けた短期入所事業を実施している
- （3）当該年度の初日時点でグループホームのバックアップを行う事業所として指定されている。（原則として、指定障害福祉サービス事業所の指定において連携体制等として指定されていること）
- （4）前年度に就労移行実績（当該事業所におけるサービスの利用を終了し一般就労へ移行したもの）がある
- （5）当該年度にアフターケア（当該事業所におけるサービスの利用を終了した利用者であって、その後の自立生活への支援が必要であると管理者が認めたものに対する支援内容、必要性等を記載した計画書の作成及び支援）を実施している
- （6）3年（当該年度及び過去2年）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審し、受審結果を踏まえて改善に向けた取り組みを実施している

3 障害者等雇用加算額

次の各号に定めるいずれかの者を職員配置基準以外に雇用し、その総雇用時間が400時間以上である事業所について、総雇用時間数に応じて別表1に定める額とする。

- （1）身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けた者
- （2）満60歳以上65歳未満の者
- （3）母子家庭の母又は寡婦（父子家庭の父又は寡夫を含む）

4 福祉サービス第三者評価の受審経費補助額

東京都の福祉サービス第三者評価の受審のために事業所が評価機関に対して支払った額とする。ただし60万円を上限とする。

第 6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする法人は、第 1 号様式による補助金交付申請書に関係書類を添えて、八王子市長（以下「市長」という）の指定する期日までに提出しなければならない。

第 7 補助金の変更交付申請

この補助金の交付申請の内容を変更しようとする法人は、第 4 号様式による変更交付申請書に関係書類を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

第 8 補助金の交付の決定

市長は、第 1 号様式又は第 4 号様式による補助金の交付申請又は変更交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて実地調査等を行い補助金を交付すべきものと認めるときは、その決定の内容及び交付の条件を、第 2 号様式による交付決定通知又は第 5 号様式による変更交付決定通知書により、法人に通知するものとする。

第 9 補助金の請求

第 8 の規定による交付の決定を受けた法人は、第 3 号様式による請求書により市長に請求するものとする。

第 10 補助金の交付

この補助金は第 8 の決定に基づき概算交付する。

第 11 交付の条件

この補助金の交付の条件は、別紙のとおりとする。

第 12 補助金の取消し

市長は、次のいずれかに該当する交付対象事業所に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

- 1 毎年度当初において高額繰越金等を有するもの
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- 3 八王子市及び東京都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- 4 八王子市と東京都による協議において決定されたもの

第 13 事情変更による決定の取消し等

市長は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第 14 事故報告等

法人は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

第 15 実績報告の提出

法人は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い方の日から 30 日以内に、第 6 号様式による実績報告書を市長に提出し、精算すること。2 の(2)の規定により中止又は廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。

第 16 補助金の額の確定等

市長は、第 15 の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第 7 号様式により法人に通知する。

第 17 是正のための措置

市長は、第 16 の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、法人に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずるものとする。

第 18 決定の取消し

1 市長は、法人が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定後に暴力団の利益となる利用であることが判明したとき。

エ 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 1 の規定は、第 16 の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 19 補助金の返還

1 市長は、第 13 又は 18 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に法人に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第 16 の規定により法人に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第 20 その他

1 この補助金は、都制度の改定時期を終期として見直しを行うこととする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 5 条 3 関係)

総雇用時間数	助成額 (事業所当たり年額)
400時間 ~ 799時間	435,000円
800時間 ~ 1,199時間	726,000円
1,200時間 ~ 1,599時間	1,016,000円
1,600時間 ~ 1,999時間	1,306,000円
2,000時間 ~ 2,399時間	1,597,000円
2,400時間以上	1,887,000円

交付の条件

この補助金は次に掲げる条件を付して交付する。

1 補助金の交付時期及び交付回数

補助金の交付時期及び交付回数は、4月末、10月末の年2回とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 承認事項

法人は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 状況報告

法人は、市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し、書面により報告しなければならない。

4 遂行命令及び遂行の一時停止命令

(1) 市長は、法人が提出する報告及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、法人に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

(2) 法人が(1)の命令に違反したときは、市長は、法人に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることものとする。

5 事業の照会

市長は、暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合において、所轄の警察署へ照会するものとする。

6 他の補助金等の一時停止等

市長は、法人に対し補助金の返還を命じ、法人が当該補助金の全部又は一部を納付しない場合において、法人に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

7 財産の管理義務

補助事業により取得した財産については、取得後及び助成事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

8 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他の関係書類を、当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

9 事業の監査

補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。